

令和5年度一時保育事業 (幼稚園実施分)のお知らせ

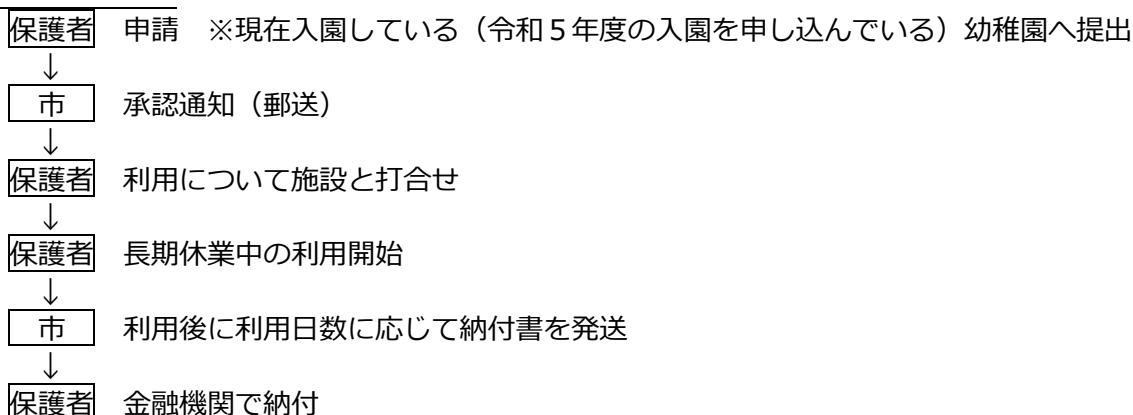
■ 幼稚園の長期休業中等の一時保育

下記の市立幼稚園で、夏休み等長期休業中の一時保育を実施します。

(1) 利用対象児童

- ・登米市に住所を有し、登米市立幼稚園に入園しており、平日の預かり保育を幼稚園に登録している方で、幼稚園の長期休業期間中も家庭で保育できない児童（月～金曜日対応）
 - ※ **原則家庭で保育ができない家庭で、保育が必要な時間のご利用に限ります。**家庭で保育できる場合は家庭保育をお願いいたします。
 - ※ **実施施設自園の預かり保育申込状況によっては、利用できない場合があります。**長期休業中の利用が必要な場合は、実施施設への入園・保育所型預かり保育の申込もご検討ください。

(2) 利用の流れ



(3) 実施施設

※祝日は除く

施設名	住所	TEL	対象児	対応曜日
新田幼稚園	迫町新田字山崎 259-4	0220-28-2222	4歳児 ～5歳児	月～金
中田幼稚園	中田町宝江新井田字要害 3-1	0220-34-3502		月～金
南方幼稚園	南方町山成 95-6	0220-58-2218		月～金

※保育所等で実施されている一時保育は、定員等により原則利用できません。幼稚園入園児は、上記3園の一時保育をご利用いただきます。

(4) 利用できる期間・時間

- ・幼稚園の長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）の8時30分から18時00分のうち、保育を必要とする日・時間

(5) 利用料金

休業期間	利用料金
幼稚園長期休業（春・夏・冬）	400円/日

(6) 申込み

- ・期間：令和4年10月17日（月）～28日（金） 午後1時30分～午後5時00分（土日、祝日を除く）
- ・申込先：現在入園している（または令和5年度の入園を申し込んでいる）幼稚園
- ・申込書類：一時保育事業利用（変更）申請書【別紙】

【問い合わせ先】

登米市教育委員会教育部学校教育課 教育振興係
電話：0220-34-2679